

区分：Ⅲ

<p>号機</p>	<p>7号機</p>	
<p>件名</p>	<p>貯留堰の設置工事（屋外）におけるけが人の発生について</p>	
<p>不適合の概要</p>	<p>平成 25 年 9 月 6 日午後 4 時 30 分頃、7号機屋外の取水口海側において、貯留堰の設置工事に従事していた協力企業作業員が、鋼材（長さ約 14m、重さ約 2.6t）をクレーンで吊り降ろす作業の補助をしていたところ、介錯ロープを捕まえようとして足を踏み外して作業足場（海面から約 1 m の高さ）から転落し、鋼材に顔面をぶつけ、負傷しました。このため、業務車両にて病院へ搬送しました。</p>	
<p>安全上の重要度／損傷の程度</p>	<p><安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / その他設備</p>	<p><損傷の程度> <input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
<p>対応状況</p>	<p>病院にて診断を受けたところ、骨折等の異常はありませんでしたが、前歯が欠けてしまったことから治療を受けております。 今回の事例について関係者へ注意喚起を図るとともに、当該の工事については立入禁止柵を設置する対策を講じて、同様の事象が発生しないように努めてまいります。</p>	

7号機貯留堰の設置工事（屋外）におけるけが人の発生について

